

(案)

資料 3

水道料金改定について

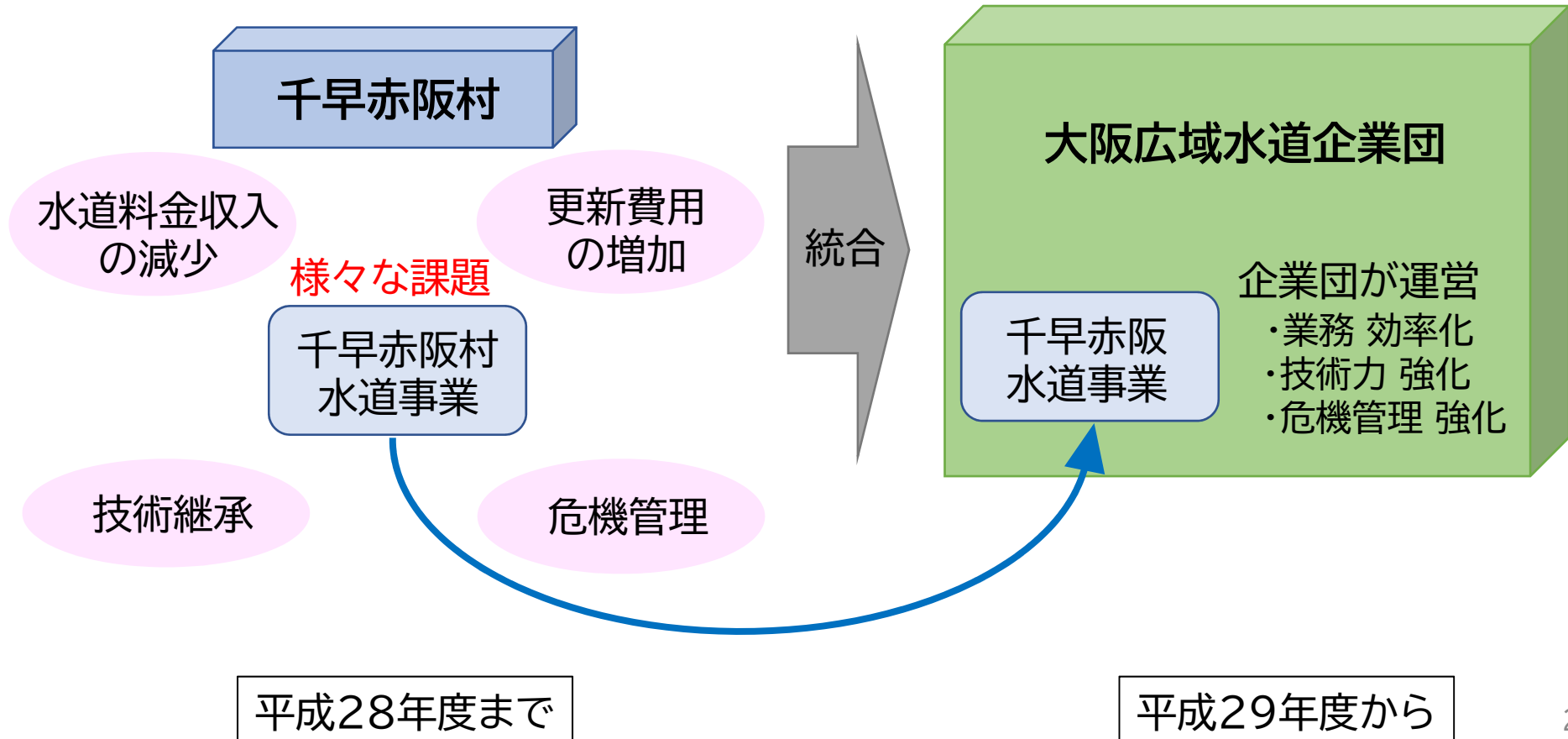
- 1 水道料金改定の概要
- 2 千早赤阪水道事業の現状と課題
- 3 課題への対応
- 4 収支の見通し
- 5 必要な料金水準
- 6 料金体系の変更
- 7 新たな料金表

令和 年 月 日
大阪広域水道企業団

1 水道料金改定の概要

千早赤阪水道事業について

千早赤阪村の水道事業は、給水量の減少による水道料金収入の減少や水道施設・管路の老朽化に伴う更新費用の増加などの課題に対応していくため、平成29年度に大阪広域水道企業団(以下「企業団」という。)と統合し、現在は千早赤阪水道事業として企業団が運営しています。



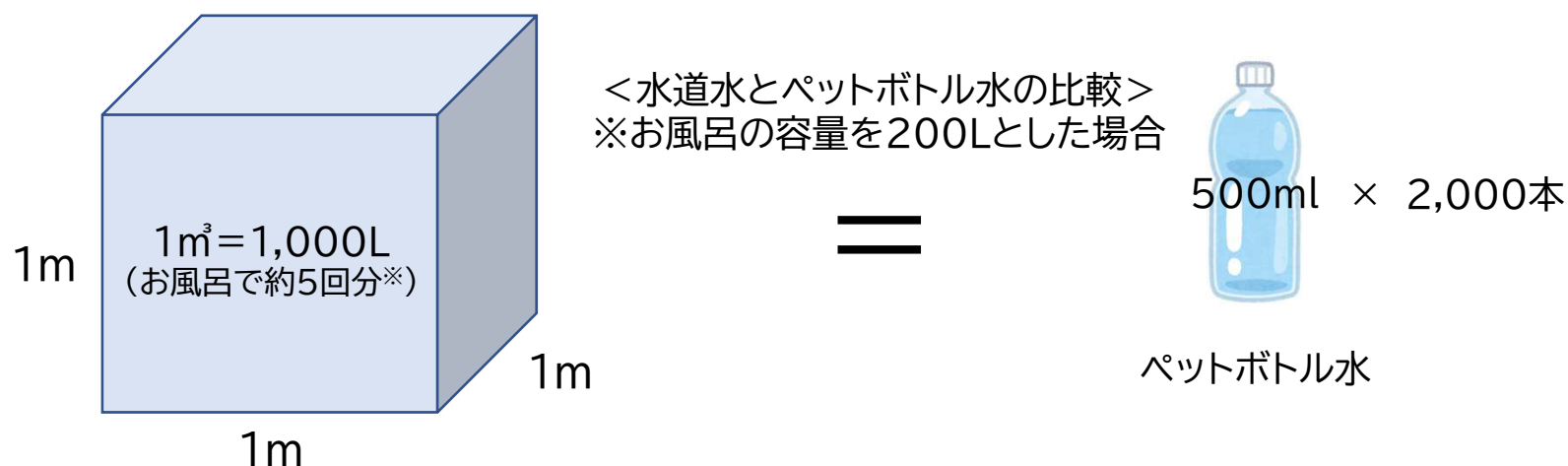
平成28年度まで

平成29年度から

1 水道料金改定の概要

水道料金について

- 水道水をお配りするために必要な費用は、村民の皆さんの水道料金でまかなわれています。
- 水道料金は、定額の基本料金と、使用量に応じた従量料金で構成されています。



- 現状、水道料金の平均単価は約190円/m³(水道料金収入÷有収水量)です。
- 500mlのペットボトル2,000本分相当の水道水を、約190円でお配りしています。

1 水道料金改定の概要

水道料金改定の経緯

厳しい経営環境

給水量の減少等に伴う水道料金収入の減少
水道施設・管路の更新や耐震化費用の増加

統合による効率化

平成29年度に企業団と統合し、事業運営に係る効率化等を計画・実施

統合による効率化等により水道料金の改定を遅らせてきましたが、厳しい経営環境から、水道料金改定による経営の健全化が必要になっています。

【令和4年4月から平均改定率26%の料金値上げ】

安全な水道水を今後も持続していくため
水道料金の改定にご理解をお願いいたします。

2 千早赤阪水道事業の現状と課題

千早赤阪水道事業の水道施設

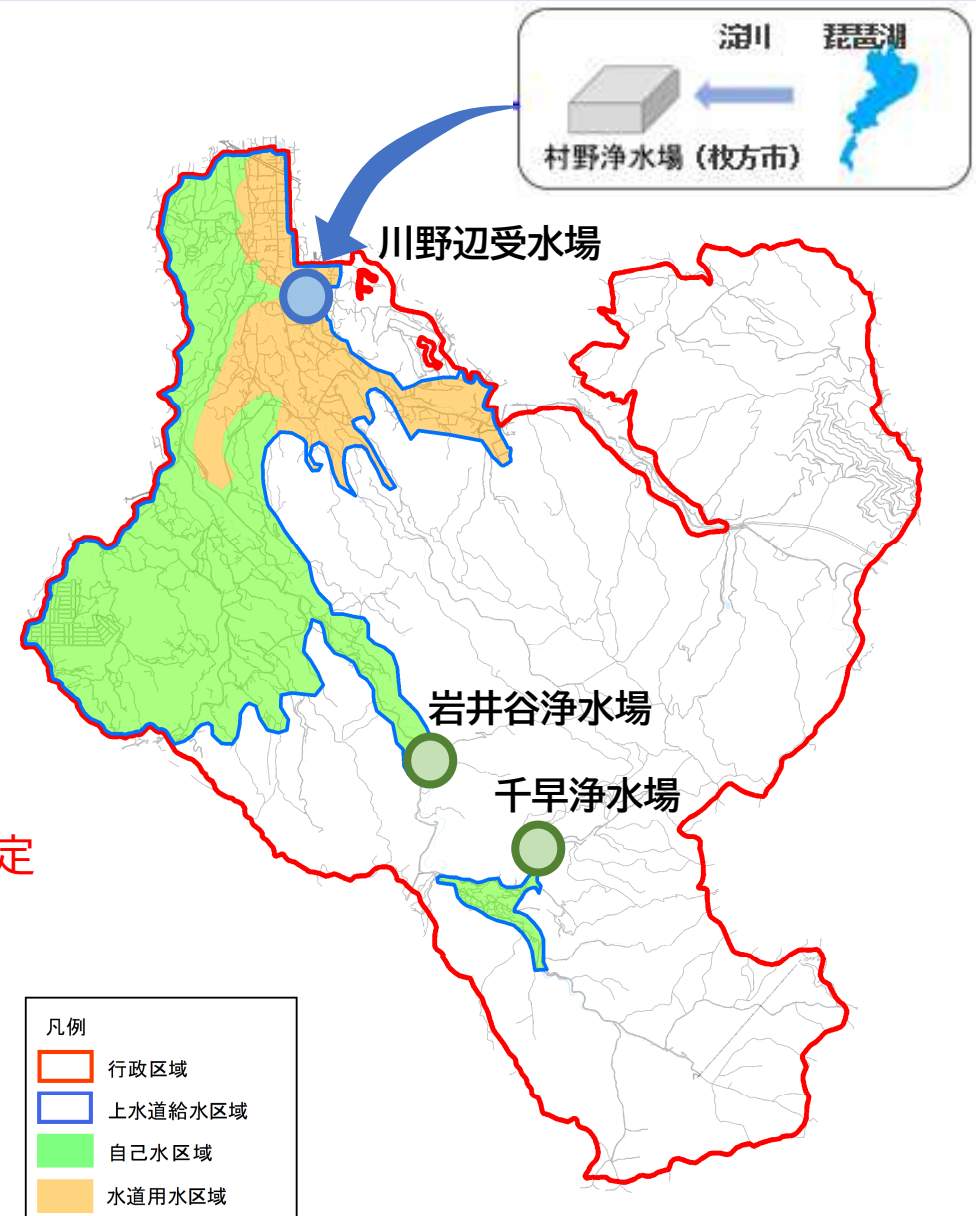
千早赤阪水道事業は、村内に2つある浄水場(岩井谷浄水場、千早浄水場)による自己水に加え、企業団の水道用水供給事業から受水(川野辺受水場)しています。
自己水と受水の比率は概ね7:3です。



- 【岩井谷浄水場】
- ・村内の約67%に供給
 - ・築造後50年以上経過
 - ・地震に弱い
 - ・老朽化が著しい
 - ・水源の水量、水質が不安定



- 【千早浄水場】
- ・平成28年に更新
 - ・地震に強い



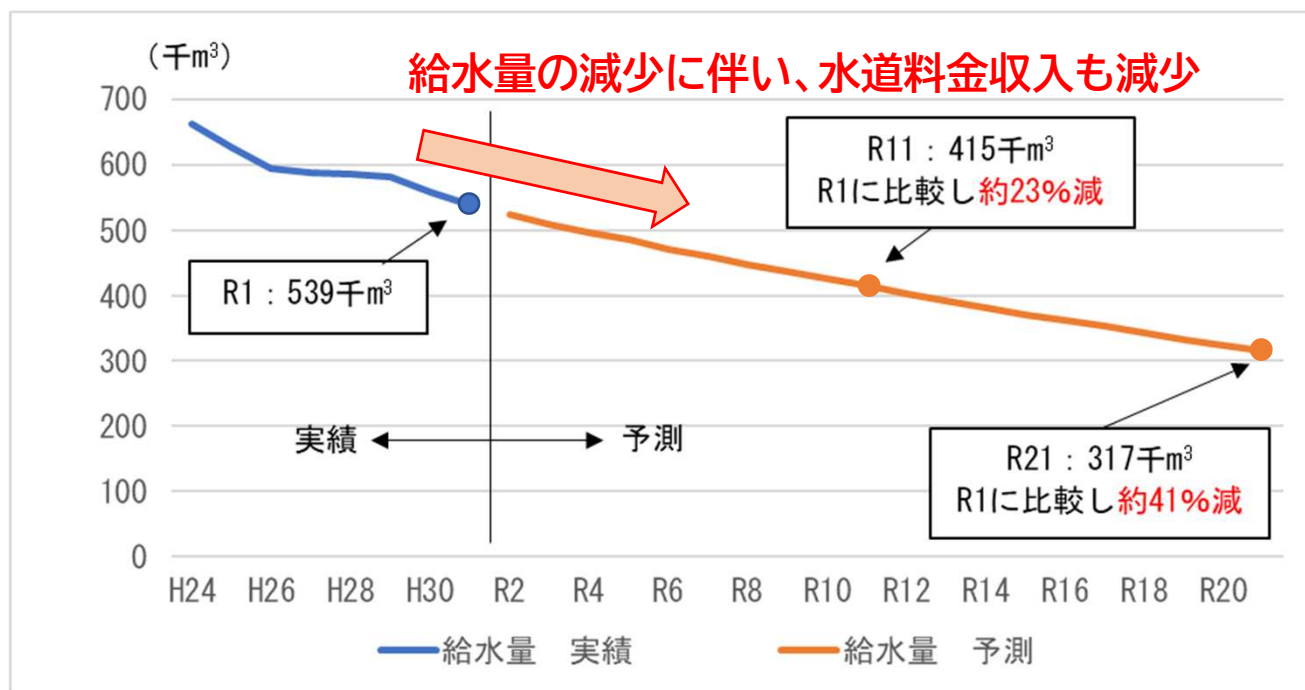
<給水区域と施設位置図>

2 千早赤阪水道事業の現状と課題

千早赤阪水道事業の課題

【水道料金収入の減少】

水道事業は、村民の皆さんからいただいている水道料金で成り立っています。水道料金の元になる給水量は、人口減少などにより今後も減少する見込みです。令和元年度実績と比較し、令和11年度は約23%、令和21年度は約41%の減少が見込まれています。この給水量の減少に伴い、水道料金収入も減少することになります。



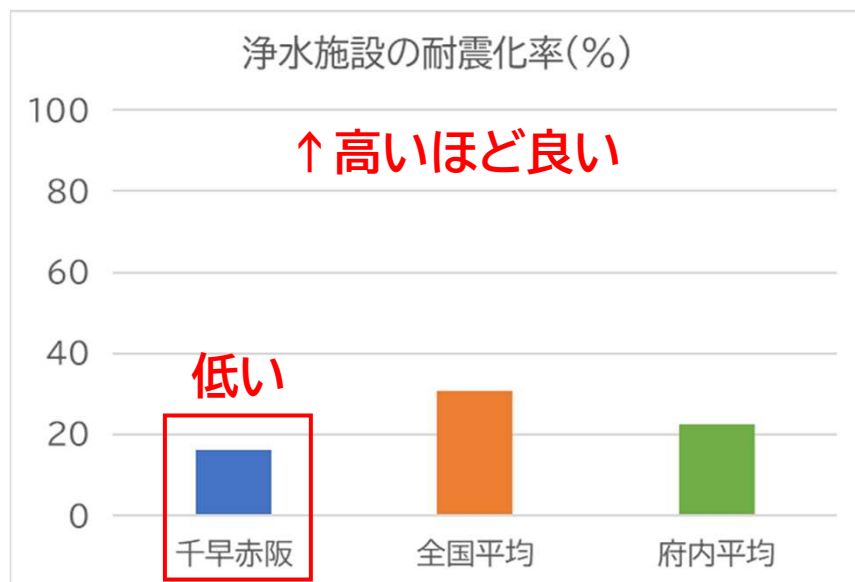
<給水量の減少>

2 千早赤阪水道事業の現状と課題

千早赤阪水道事業の課題

【災害対策】

水道施設・管路は、耐震性が十分に確保されていないなど、地震や台風等の影響を受けやすく、給水停止リスクが懸念されます。



浄水場の地震に対する強さを示す指標です。
「高いほど地震に強い」



管路の地震に対する強さを示す指標です。
「高いほど地震に強い」

<耐震性に関連する指標>

2 千早赤阪水道事業の現状と課題

千早赤阪水道事業の課題

【技術継承・危機管理】

千早赤阪村単独で水道を経営していくには、以下の課題がありました。

項目	内容
技術継承	・技術職員の確保が難しい状況であり、技術継承が困難。
危機管理	・職員1人で担当する業務範囲が広い。 ・特定の職員しか施設の状況を把握できていない。 ・大規模災害等の緊急時においては、対応が困難になることが想定される。

3 課題への対応

収入の確保

統合後の平成29年度から令和8年度までの10年間において、企業団への統合により得られる大阪府からの補助金、村からの繰入金を有効に活用します。

大阪府からの補助金:4.5億円、村からの繰入金:8.8億円（計13.3億円）

↑ 統合をした場合にもらえる補助金です

支出の削減

水道水が水道管に滞留すると水質の悪化を招くため、滞留対策として少量の水道水を常時放水しています。この放水量を水運用を見直すことで削減します。

放水量の削減による効果額:約0.3億円(統合後10年間)



放水量削減

3 課題への対応

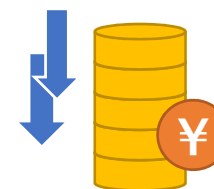
村内連絡管の整備

村内連絡管を整備し、地震や台風等による給水停止リスクの低減を図るとともに、費用の削減を図ります。

給水停止リスクの低減、費用の削減



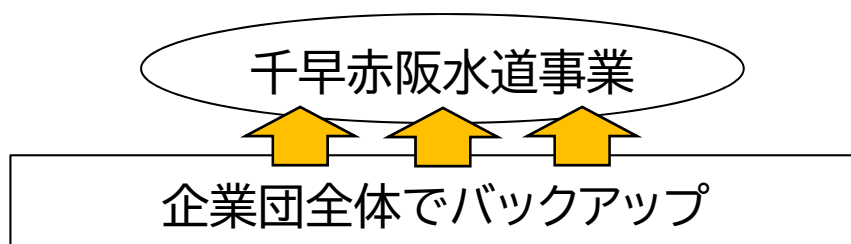
地震に強い管路の整備



費用の削減

災害対策の充実

災害対策は企業団全体で組織的に対応します。平成30年9月の台風21号の広域停電、断水被害への対応として企業団の保有する給水車、職員で応急給水活動を行いました。



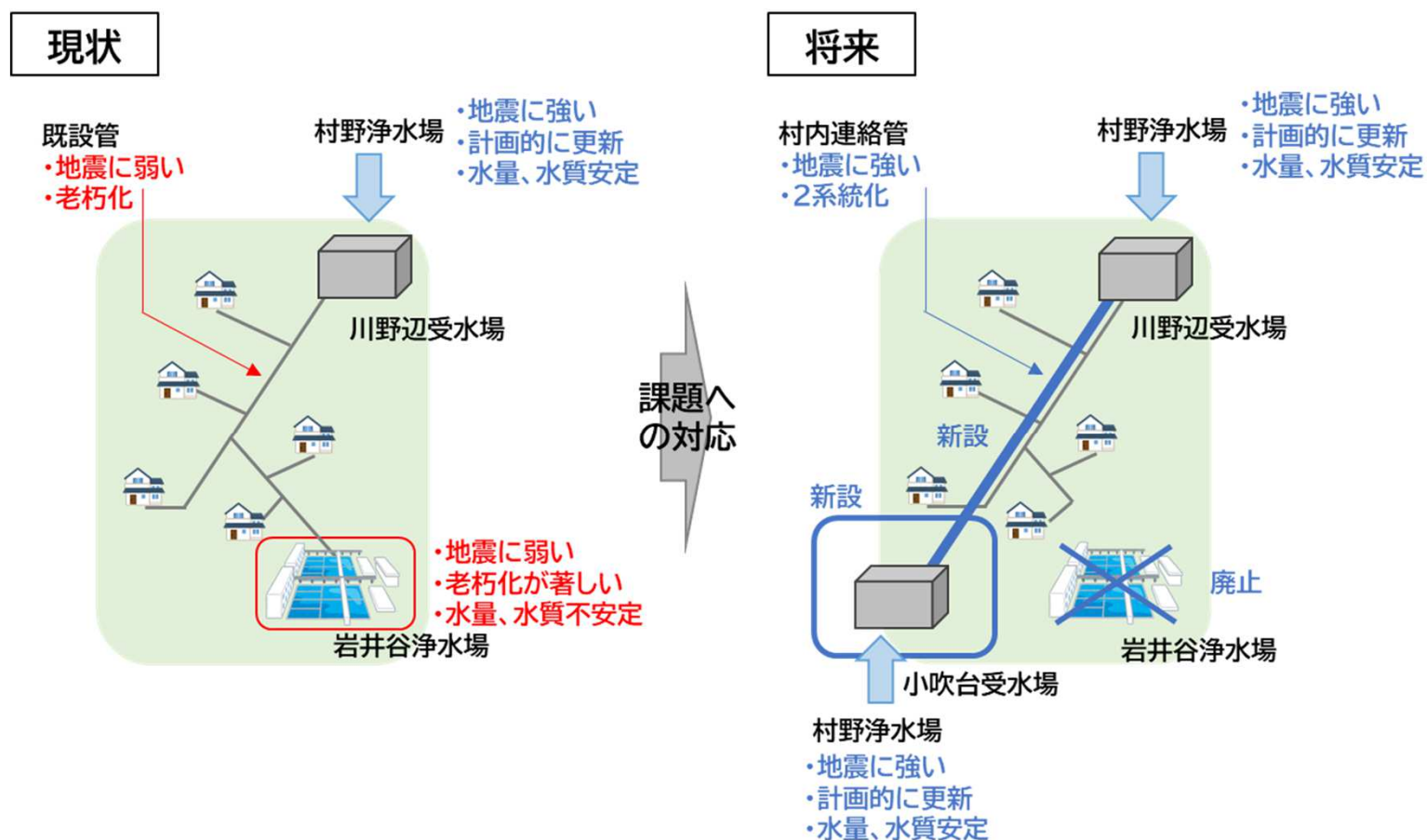
企業団の組織力を活用

料金改定によりご負担は大きくなりますが、
災害時においても安定的に給水が可能な水道を実現します

3-1 村内連絡管の整備

整備の概要

岩井谷浄水場を廃止し、令和8年度までに、新たに小吹台受水場と村内連絡管を整備します。これにより、災害に強い水道施設や管路が整備され、村内の主要な送水管路が2系統化されるため、地震や台風等による給水停止リスクが低減されます。



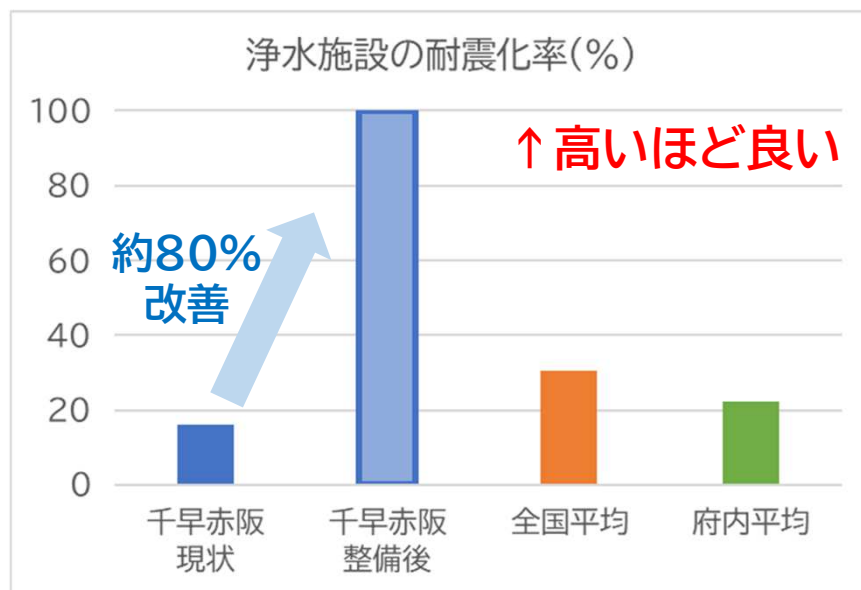
<村内連絡管の整備イメージ図>

3-1 村内連絡管の整備

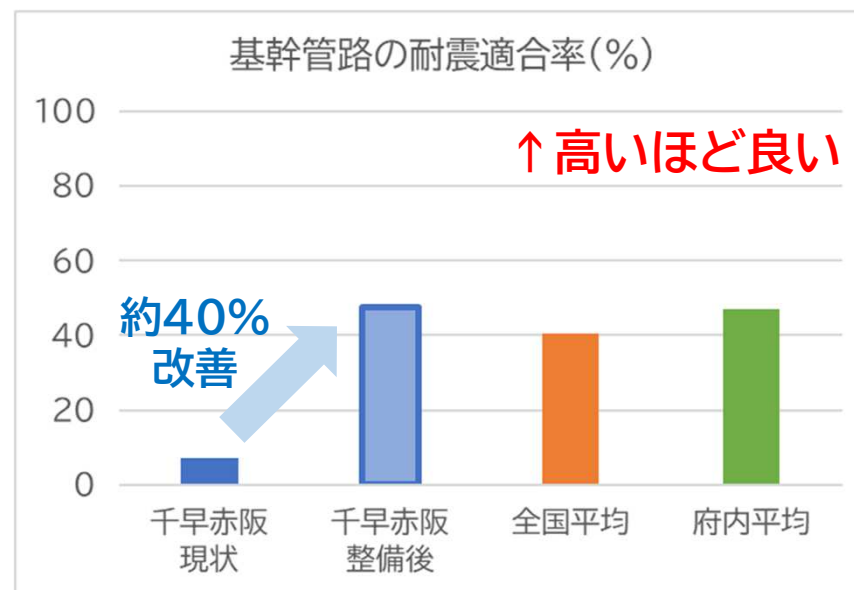
整備の効果

村内連絡管を整備することで、耐震性に関する指標も改善され、全国平均及び府内平均よりも高い水準になります。

村内連絡管整備による指標の改善見通しは、次のとおりです。



浄水場の地震に対する強さを示す指標です。
「高いほど地震に強い」



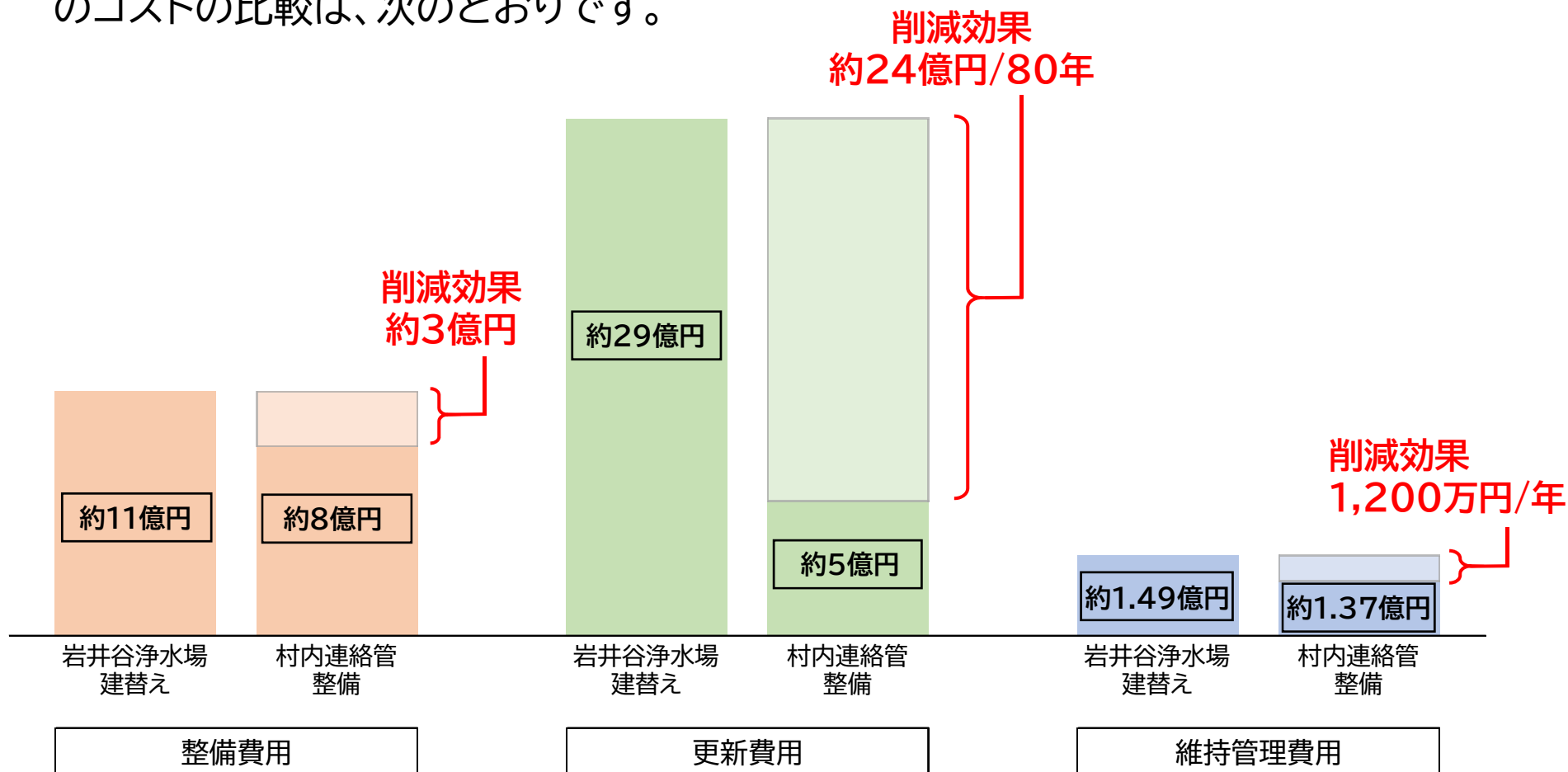
管路の地震に対する強さを示す指標です。
「高いほど地震に強い」

<耐震化に関連する指標>

3-1 村内連絡管の整備

費用の比較

村内連絡管の整備により、今後の支出削減も可能になります。
岩井谷浄水場を建て替える場合と、岩井谷浄水場を廃止して村内連絡管を整備する場合の
コストの比較は、次のとおりです。

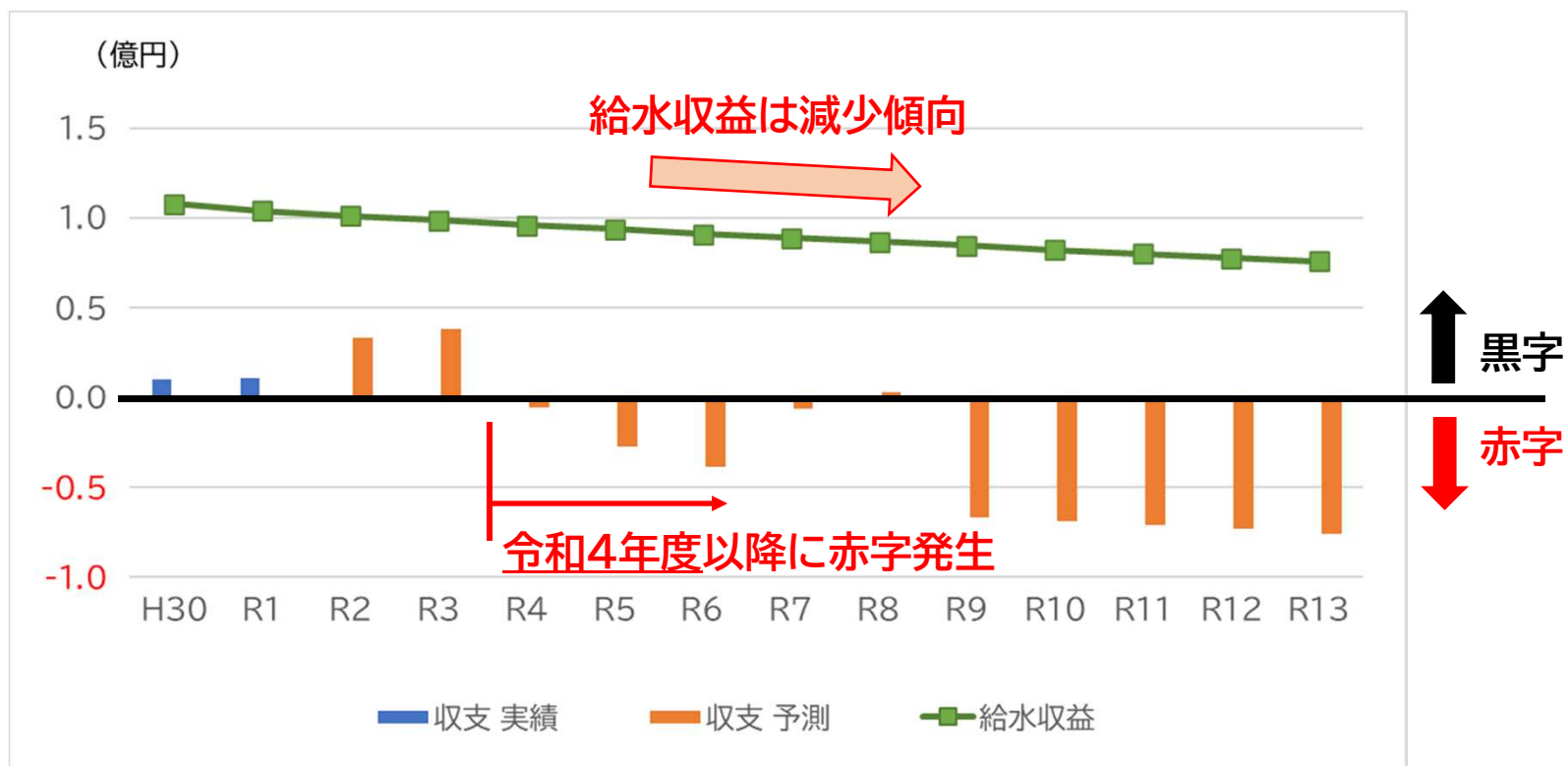


<コスト比較>

4 収支の見通し

収支の見通し

「3 課題への対応」を考慮した上で、現状の水道料金で今後の収支を見通します。
給水収益の減少とともに経営は悪化し、**令和4年度以降は赤字**になると予想されます。

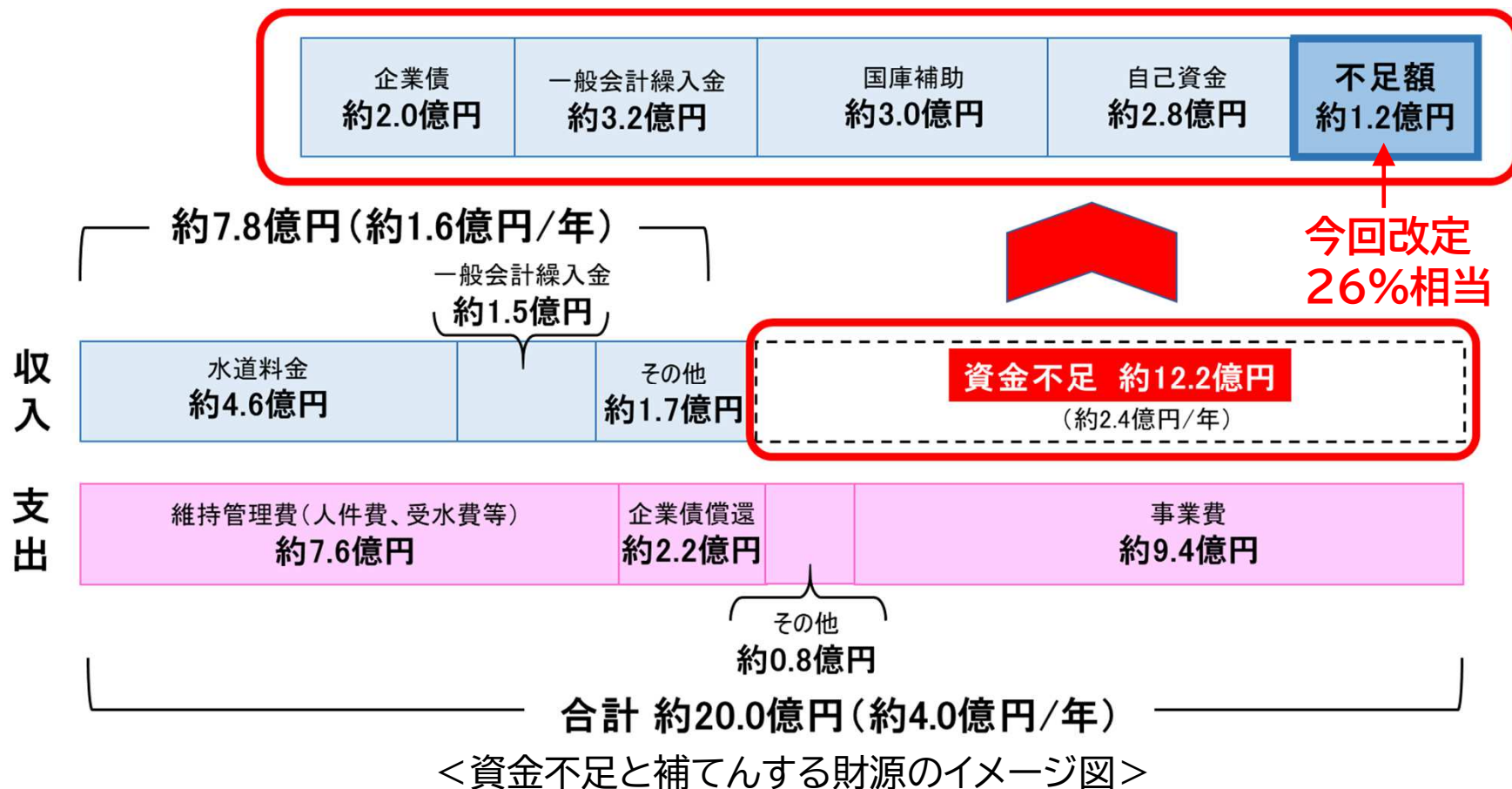


<収支の見通し>

5 必要な料金水準

料金改定

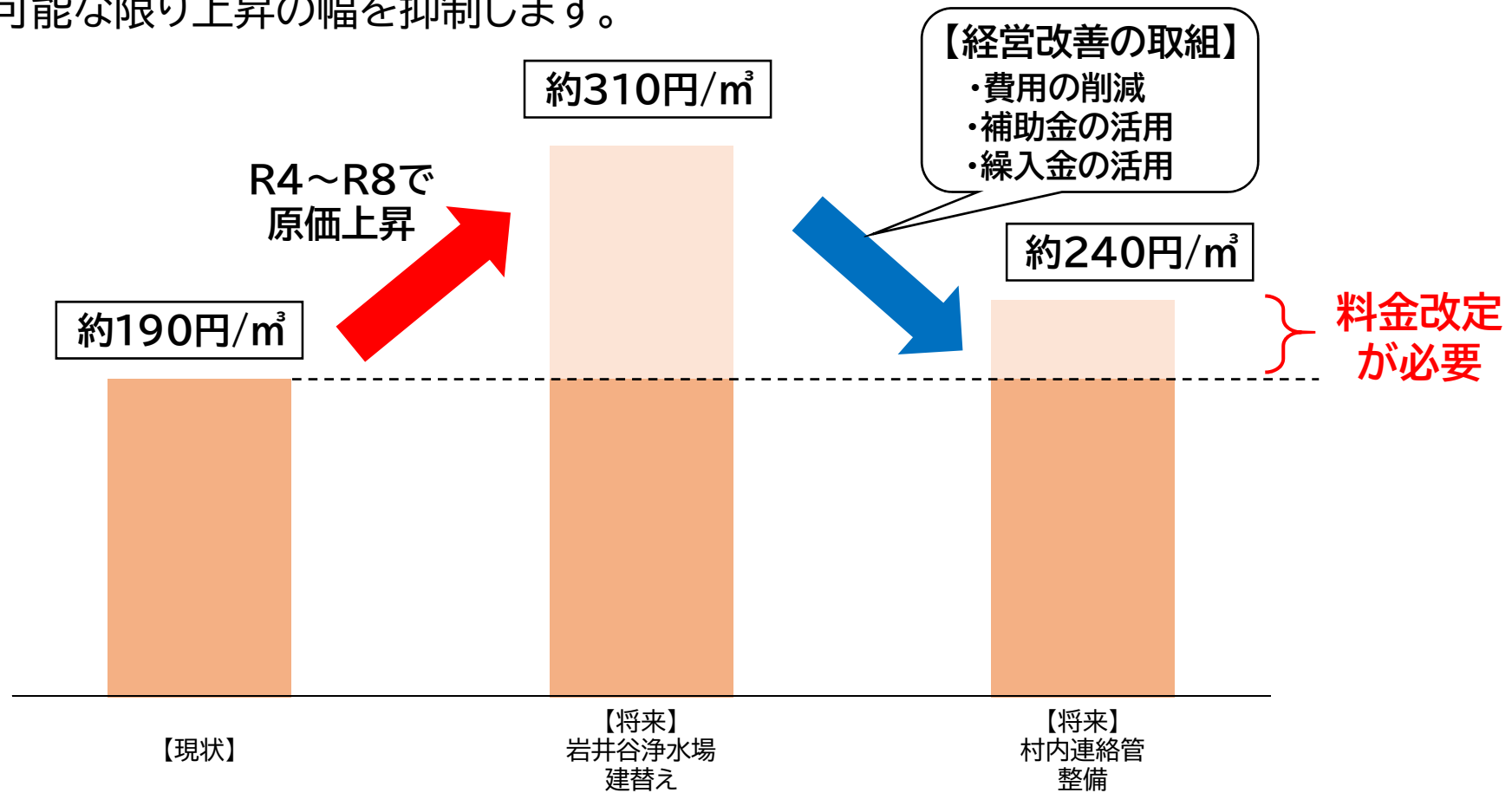
5年間(令和4年度～令和8年度)を対象に必要な料金水準を算出しています。統合に伴う補助金や繰入金を有効に活用し、企業債や自己資金で補てんしても不足する収入約1.2億円を水道料金でまかなうため、平均26%の料金改定が必要になります。



5 必要な料金水準

水道水の原価について

水道水を作り、ご家庭などにお配りする原価は、現状で約190円/m³です。村内連絡管整備による費用の増加などに伴い将来の原価は上昇する見込みですが、可能な限り上昇の幅を抑制します。



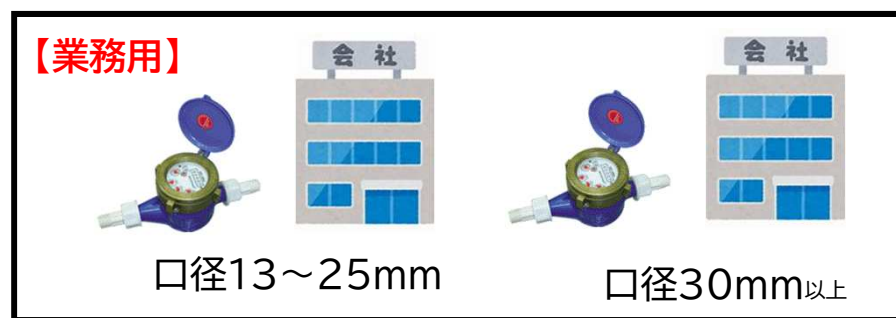
<水道水の原価の推移(R4~R8の平均)イメージ図>

6 料金体系の変更

料金体系について

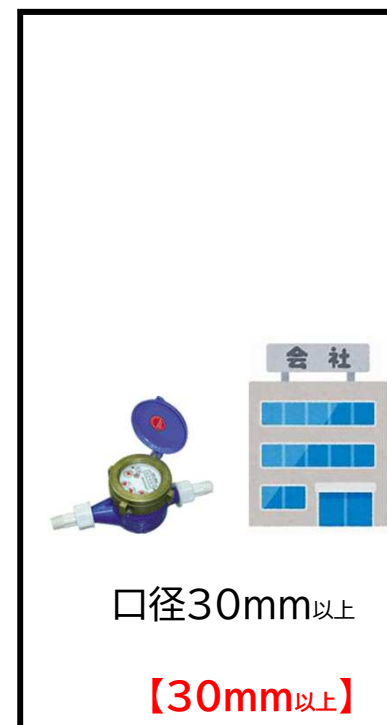
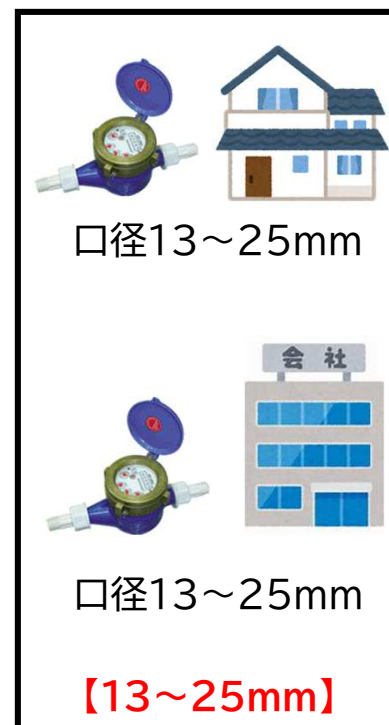
料金体系は、大別すると次の2つがあります。
千早赤阪村では現在、「用途別料金体系」を採用しています。

【用途別料金体系】



使用者の「用途」によって区分
※千早赤阪村は用途別

【口径別料金体系】



水道メーターの「口径」によって区分

6 料金体系の変更

用途別料金体系の課題

水道メーターの口径が大きい場合、大量の水道水の使用が可能であるとともに、その使用を前提とした施設や設備の整備費用が必要となります。

しかし、用途別料金体系では、水道メーターの口径の大きさに関わらず、一律に基本料金を負担するため、負担の公平性に課題があります。

【一般用】



口径13~25mm

基本料金:500円(税抜)

水道メーターの口径が違うのに、
基本料金が同じ

【業務用】



口径13~25mm



口径30mm



口径40mm



口径50mm



口径75mm

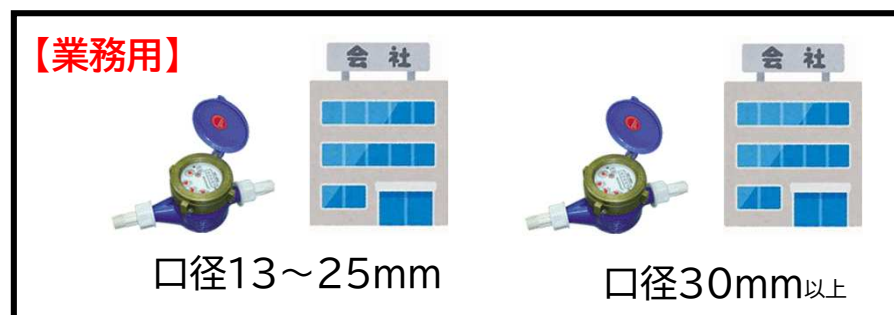
基本料金:3,700円(税抜)

6 料金体系の変更

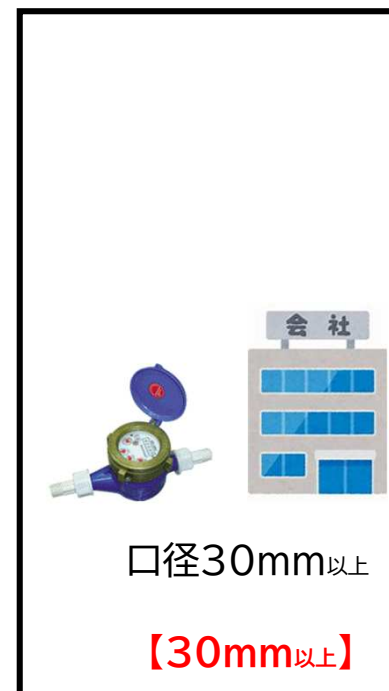
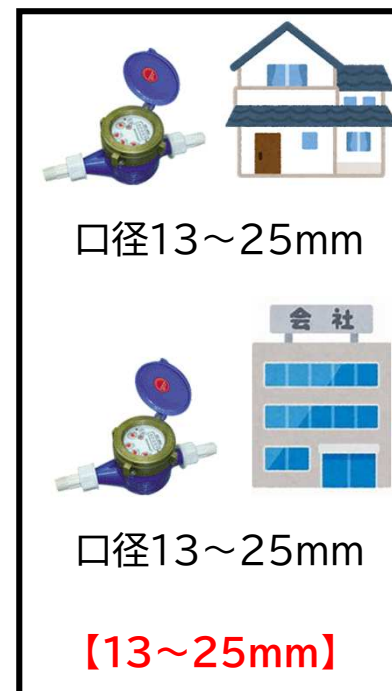
口径別料金体系への変更

水道の施設や設備は、水道メーターの口径に基づく水の使用量を前提に整備するため、水道メーターの口径に基づいた基本料金の負担を求めることが合理的です。そのため、「用途別料金体系」から「口径別料金体系」への変更を行います。ただし、メーター口径13～25mmについては、基本料金を同額とします。

【用途別料金体系】



【口径別料金体系】



<用途別から口径別への変更のイメージ図>

7 新たな料金表

現行の料金表と新たな料金表の比較

現行の料金表と料金改定後の新たな料金表は次のとおりです。

<現料金表>

(税抜)

用途	基本料金	従量料金 (1 m ³ につき)	
一般用	500円	1 m ³ ~ 10 m ³	120円
		11 m ³ ~ 20 m ³	140円
		21 m ³ ~ 30 m ³	170円
		31 m ³ ~ 40 m ³	190円
		41 m ³ ~	210円
業務用	3,700円	1 m ³ ~	220円
臨時用	3,700円	1 m ³ ~	620円

<新料金表(令和4年4月から)>

(税抜)

メーター口径	基本料金	従量料金 (1 m ³ につき)	
13~25mm	1,220円	1 m ³ ~ 10 m ³	100円
30mm	4,540円	11 m ³ ~ 20 m ³	180円
40mm	8,070円	21 m ³ ~ 30 m ³	240円
50mm	14,740円	31 m ³ ~ 40 m ³	260円
75mm以上	32,440円	41 m ³ ~	285円

平均改定率
26%

※口径別料金体系への変更により、メーター使用料は基本料金に組み込まれます。

※メーター使用料は別途徴収

●メーター使用料

(税抜)

13mm	20mm	25mm	30mm
92円	185円	370円	555円
40mm	50mm	75mm以上	
740円	2,777円	4,629円	

7 新たな料金表

使用量ごとの水道料金の変化(一般用)



メーター口径 **13mm**
(村内全体で1番使用量が多い)

1か月に **10m³** ご使用

1か月当たりの水道料金(税抜)

改定前(一般用)	改定後(令和4年4月)
1,792円	2,220円

+428円



メーター口径 **20mm**
(村内全体で2番目に使用量が多い)

1か月に **10m³** ご使用

1か月当たりの水道料金(税抜)

改定前(一般用)	改定後(令和4年4月)
1,885円	2,220円

+335円

7 新たな料金表

使用量ごとの水道料金の変化(一般用)



メーター口径 **13mm**
(村内全体で1番使用量が多い)

1か月に **20m³** ご使用

1か月当たりの水道料金(税抜)

改定前(一般用)	改定後(令和4年4月)
3,192円	4,020円

+828円



メーター口径 **20mm**
(村内全体で2番目に使用量が多い)

1か月に **20m³** ご使用

1か月当たりの水道料金(税抜)

改定前(一般用)	改定後(令和4年4月)
3,285円	4,020円

+735円

7 新たな料金表

使用量ごとの水道料金の変化(一般用)



メーター口径 **13mm**
(村内全体で1番使用量が多い)

1か月に **30m³** ご使用

1か月当たりの水道料金(税抜)

改定前(一般用)
4,892円



改定後(令和4年4月)
6,420円

+1,528円



メーター口径 **20mm**
(村内全体で2番目に使用量が多い)

1か月に **30m³** ご使用

1か月当たりの水道料金(税抜)

改定前(一般用)
4,985円



改定後(令和4年4月)
6,420円

+1,435円

7 新たな料金表

使用量ごとの水道料金の変化(業務用)



メーター口径 **30mm**
(村内全体で2番目に使用量が多い)

1か月に **100m³** ご使用

1か月当たりの水道料金(税抜)

改定前(業務用)	改定後(令和4年4月)
26,255円	29,440円
	+3,185円



メーター口径 **50mm**
(村内全体で1番使用量が多い)

1か月に **100m³** ご使用

1か月当たりの水道料金(税抜)

改定前(業務用)	改定後(令和4年4月)
28,477円	39,640円
	+11,163円

7 新たな料金表

使用量ごとの水道料金の変化(業務用)



メーター口径 **30mm**
(村内全体で2番目に使用量が多い)

1か月に **200m³** ご使用

1か月当たりの水道料金(税抜)

改定前(業務用)	改定後(令和4年4月)
48,255円	57,940円
	+9,685円



メーター口径 **50mm**
(村内全体で1番使用量が多い)

1か月に **200m³** ご使用

1か月当たりの水道料金(税抜)

改定前(業務用)	改定後(令和4年4月)
50,477円	68,140円
	+17,663円

安全な水道水を安定してお届けするため
村民の皆さんのご理解とご協力を
よろしくお願いいたします。



大阪広域水道企業団
イメージキャラクター
「みずまる」

検討内容の詳細は・・・

下記の企業団ホームページ（千早赤阪水道事業料金検討部会）をご覧ください。

<https://www.wsa-osaka.jp/suido/chihayaakasaka/index.html>



【お問い合わせ先】

大阪広域水道企業団 経営管理部
経営企画課 経営管理グループ

TEL:06-6944-6863